

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成19年3月23日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「ペットボトルの循環型リサイクル施設に係る事後調査報告書（供用時）」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区扇町12番2号 株式会社ペトリバース 代表取締役社長 橋詰公人
	指定開発行為の名称	ペットボトルの循環型リサイクル施設
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区扇町12番2号 区域面積：50,970㎡
	指定開発行為の目的	ペットボトル処理施設の建設
	指定開発行為の内容	主な土地利用計画：フレーク製造設備建屋 2,410㎡、テント倉庫 2,400㎡、製品倉庫 2,360㎡、屋外設備 8,694㎡、緑化地 12,954㎡、通路・駐車場等 19,623㎡
	環境影響評価の手続経過	平成14年 2月12日 条例環境影響評価準備書公告 平成14年 9月 4日 条例環境影響評価書公告 平成16年 3月25日 指定開発行為完了届出
	事後調査の項目等	大気質、水質（公共用水域）、緑の質及び量等、騒音、振動、廃棄物
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成19年3月23日（金）から 平成19年4月23日（月）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成19年4月23日 （郵送の場合は、平成19年4月23日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm